

# 第 5 8 期 決 算 公 告

2023年6月23日  
 東京都江東区有明三丁目7番26号  
**五 栄 土 木 株 式 会 社**  
 代表取締役社長 玉井 昭治

## 貸 借 対 照 表

( 2 0 2 3 年 3 月 3 1 日 現 在 )

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	514,702	工事未払金	2,475,737
受取手形	88,957	その他事業未払金	277,529
完成工事未収入金	2,208,673	リ－ス債務	4,032
工事売掛金	133,483	未払金	12,344
売掛金	818,567	未払費用	111,309
未成工事支出金	151,899	未払法人税等	28,393
仕掛品	137,782	未成工事受入金	302,227
材料貯蔵品	211,583	兼業受入金	148,029
未収収益	7,923	賞与引当金	146,000
未収入金	284,992	預り消費税	386,872
関係会社預け金	4,850,000	仮受金	45,245
その他	11,873	流動負債合計	3,937,722
流動資産合計	9,420,440	固定負債	
固定資産		リ－ス債務	10,070
(1)有形固定資産		退職給付引当金	428,250
建物	297,314	長期未払金	3,300
建物附属設備	33,563	固定負債合計	441,621
構築物	3,072	負債合計	4,379,343
船舶	756,487	(純資産の部)	
機械・運搬具	5,478	株主資本	
工具器具・備品	3,149	(1)資本金	200,000
土地	482,048	(2)利益剰余金	
リ－ス資産	12,821	利益準備金	50,000
有形固定資産合計	1,593,935	その他利益剰余金	6,775,040
(2)無形固定資産	16,476	繰越利益剰余金	6,775,040
(3)投資その他の資産		利益剰余金合計	6,825,040
投資有価証券	7,361	株主資本合計	7,025,040
関係会社株式	2,500	評価・換算差額等	
破産更生債権等	15,049	(1)その他有価証券評価差額金	662
長期前払費用	1,824	(2)土地再評価差額金	97,099
繰延税金資産	200,730	評価・換算差額等合計	96,436
その他	64,679		
貸倒引当金	15,049	純資産合計	6,928,604
投資その他の資産合計	277,096	負債純資産合計	11,307,948
固定資産合計	1,887,507		
資産合計	11,307,948		

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(ア) 関連会社株式

原価法（移動平均法）によっている。

(イ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

- 決算期末日の市場価格に基づく時価法によっている。  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)

市場価格のない株式等

- 原価法（移動平均法）によっている。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

(ア) 未成工事支出金及び仕掛品の評価は原価法（個別法）によっている。

(イ) 材料貯蔵品の評価は原価法（先入先出法）によっている。

なお、材料貯蔵品の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定率法を採用している。但し、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっている。なお耐用年数及び残存価額については、法人税法の定めと同一の基準によっている。

無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎とした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上している。

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、簡便法により期末自己都合要支給額相当額を計上している。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業である建設事業においては、顧客との工事請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す義務を負っている。

当該履行義務は、主として工事の進捗に伴い支配を顧客に移転することとなるため、一定の期間にわたり充足されると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識している。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っている。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしている。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

2. 当期純損益金額                      当期純利益    176,299 千円

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。